

施策の柱2：生産から消費までの一貫した未然防止・拡大防止の推進

情報の収集、整理、分析及び評価の推進

施策の事項	目的	概要	方向性
食品の安全確保のための家畜の病気の検査や病害虫の発生状況の把握	家畜の疾病や病害虫の発生状況を把握し、その拡大防止や適正な動物用医薬品・農薬の使用などを図る	<p>家畜保健衛生所による病性鑑定や家畜の病気の検査及び調査を実施し、動物用医薬品の適正な使用を通じて安全な畜産物の供給へ反映</p> <p>また、病害虫防除所において病害虫の発生状況を把握し、病害虫の種類にあった農薬等の安全かつ適正な使用を指導</p>	引き続き、関係法に基づき定期的な検査、調査を実施し、食品の原材料となる家畜や農産物の安全確保に活用
食中毒発生動向及び原因調査	食中毒の発生状況及び原因調査を行い、食中毒の再発防止・予防を図る	食中毒事件に関する情報を収集し、再発・予防策へ活用 また、食中毒の散発患者や無症状病原体保有者の喫食内容や行動を比較検討調査し、広く感染源の解明等を実施	特別区と連携して迅速かつ適切な実態究明に努め、食中毒による健康被害を低減
食品の安全に関する先行的調査	食品の安全に関する調査を幅広く実施し、健康への悪影響の未然防止、拡大防止を図る	<p>都内に流通する魚介類についてPCB、有機水銀、有機スズ化合物などの暫定的基準値が定められている有害化学物質の汚染実態を把握</p> <p>その他、カビ毒、寄生虫など、法に基づく規格基準が定められていない事項について幅広く先行的な調査を実施し、実態を把握。その結果を都民への情報提供、国への提案要求などに活用</p>	<p>食品の安全に関する国内外の情報を広く収集、整理し、必要とされる課題について調査を積極的に実施</p> <p>調査結果については、必要に応じて食品安全情報評価委員会による評価を行い、未然防止・拡大防止策に反映</p>

<p>ダイオキシン類等の微量化学物質(※)の実態調査</p> <p>※食品中に極めて微量含まれることにより健康へ影響を及ぼす可能性がある有害な化学物質</p>	<p>食品等について、ダイオキシン類等をはじめとする微量化学物質の汚染実態を把握し、安全確保対策に活用</p>	<p>東京湾産魚介類のうち、漁獲量上位5種についてダイオキシン類等の微量化学物質の含有量を調査（福祉保健局）</p> <p>都内に流通する合成樹脂製容器等に入った各種食品について微量化学物質の含有量を調査（福祉保健局）</p> <p>都内に流通する農畜産物、魚介類について農薬（クロルデン類、ドリソリン類）等の微量化学物質の含有量を調査（福祉保健局）</p> <p>ダイオキシン類等の微量化学物質について環境中のモニタリング調査を実施（環境局）</p>	<p>新たな知見や情勢の変化に対応して、調査の対象物、対象物質を検討しながら、継続して調査を実施（食品等への含有については、環境中のモニタリング調査結果等も活用）</p> <p>調査結果については、必要に応じ食品安全情報評価委員会など専門家へ評価を依頼し、重点監視や情報提供等の施策へ反映</p>
<p>海外情報や学術情報の収集</p>	<p>海外情報や学術情報を収集し、リスク管理に活用</p>	<p>インターネット、海外の専門誌、各種学会誌等を定期的に調査し、海外での食品等の事件・事故や新たな規制策、学会における研究発表など、食品の安全に関する最新の情報をキャッチする</p>	<p>収集された情報は、必要に応じ食品安全情報評価委員会に提供</p> <p>評価委員会から都民に提供すべきとの意見のあった情報を「食品安全情報レポート」としてインターネットにより都民にわかりやすく提供</p>
<p>食品安全情報評価委員会の運営</p>	<p>食品の安全に関する情報を収集、分析及び評価等を行い、科学的知見に基づく健康への悪影響の未然防止・拡大防止を推進</p>	<p>都民情報、学術情報、海外情報、マスコミ情報など食品の安全に関する情報を広く収集し、理化学・微生物学等の専門家及び都民で構成される食品安全情報評価委員会での評価を実施</p> <p>食品安全情報評価委員会での評価結果を踏まえ、重点監視や都民・事業者への情報提供、国への提案要求等の施策を実施</p>	<p>幅広い分野から様々な情報を収集し、分析及び評価を実施することにより、最新の科学的知見に基づく健康への悪影響の未然防止に向けた取組を推進</p>

<p>安全性調査・措置勧告</p>	<p>法制度を補完し、健康への悪影響の未然防止を図る</p>	<p>規格基準が定められていないなど法で対応することが困難な食品等について、食品安全条例に基づき調査を実施</p> <p>調査の結果、健康への悪影響を未然に防止する観点から改善等が必要と判断されるが、法で対応が困難な場合には、条例に基づき事業者へ措置の実施について勧告、公表を行う</p> <p>調査及び勧告にあたっては、あらかじめ食品安全情報評価委員会に意見を照会</p>	<p>評価委員会の意見や評価結果も参考にしながら、健康への悪影響の蓋然性・重大性の観点から必要とされる場合に迅速・的確に調査を実施</p>
-------------------	--------------------------------	---	---

施策の柱2：生産から消費までの一貫した未然防止・拡大防止の推進

食品等の生産から販売に至る監視、指導等

施策の事項	目的	概要	方向性
農薬、動物医薬品等、生産資材の適正使用に関する監視指導及び検査	生産資材の適正使用の指導徹底により、農産物や畜産物の安全を確保	<p>農薬：農薬取締法に基づく農薬の販売者への指導、生産者への適正使用の指導徹底 農産物の残留農薬調査</p> <p>肥料：肥料取締法に基づく肥料の安全性試験、登録・更新・届出</p> <p>飼料：飼料安全法に基づく飼料検査の実施</p> <p>動物用医薬品：薬事法に基づく製造輸入販売者、販売者の指導監督、医薬品の表示、品質検査 薬剤耐性菌発現状況調査、抗菌性薬剤残留調査</p>	関連法令の周知徹底、生産資材の使用に関する記録とその保管について指導を行い、不必要な農薬を使用しないなど農薬の適正使用を推進し、食品の原材料としての農産物や畜産物の安全を確保
畜産物等の安全対策	養殖魚、家畜等の飼養施設への立入り、指導、検査等を通じて畜産物の安全を確保	<p>養殖魚：養殖衛生管理指導、養殖場の調査監視</p> <p>畜産物：家畜の健康管理指導（動物由来感染症）、獣医師等への指導監督</p>	都内生産者に対し巡回指導を行い、食品の原材料となる家畜等の健康を管理
BSE 対策	生産段階での BSE 検査、と畜場での BSE 検査及び確実な特定部位の除去を実施し、BSE による健康への悪影響を防止	<p>生産段階：死亡牛、起立不能牛等の BSE 検査、家畜個体識別、耳標の装着（産業労働局）</p> <p>と畜段階：BSE スクリーニング検査（福祉保健局） 特定部位の適正処理並びにその指導（福祉保健局、中央卸売市場）</p>	法に基づき、生産から加工段階まで、庁内関係局が連携を図りながら BSE 対策を推進

<p>製造・加工・調理・販売施設等の監視指導</p>	<p>食品衛生法等に基づき食品の製造、加工、調理、販売等の施設への立入、監視指導を通じた食品の安全確保を図る</p>	<p>許可等：食品衛生法及び条例に基づく営業許可  監視指導：食品衛生法に基づく食品の取扱、営業施設（社会福祉施設など集団給食施設を含む）の衛生管理、表示事項等に対する監視指導  食中毒対策：食中毒事件発生時に原因調査を行うとともに、原因施設に対し行政措置や再発予防策を指導  一斉監視：食中毒の多発時期である夏季や、食品の流通量が増大する年末に都区が協力して都内の食品関係施設への一斉的な監視指導を実施  ※ 特別区内における許可、監視指導等は原則、各特別区が実施（広域流通食品の監視は都が実施）</p>	<p>特別区と協力しながら、効果的、効率的な監視指導等を実施し、製造から販売段階における食品の安全を確保</p>
<p>食品等の収去検査</p>	<p>食品衛生法に基づく規格基準への適合を検査し、違反食品等を排除</p>	<p>食品衛生法に基づき、食品等は無償で収去し、検査を実施  検査項目例：残留農薬、添加物、微生物（食中毒起因菌を含む）、アレルギー物質</p>	<p>計画的に収去検査を行い、法に基づく規格基準への適合状況を効果的、効率的に把握し、製造から販売段階までの食品の安全を確保する</p>
<p>広域流通食品に対する監視指導</p>	<p>特別区内を含め、都内全域にわたる監視指導を実施し、広域的に流通する食品の安全を確保</p>	<p>大規模製造業、輸入業、卸売市場、倉庫業など広域に流通する前の段階において事業施設等の監視を専門的に実施し、食品が都内に広く流通する前段での安全確保を図る。  また、重大な健康被害の発生やそのおそれがある場合などに、都区が協力して都内全域を対象に緊急的な一斉監視を実施。</p>	<p>違反の発生状況、食品の流通状況にあわせ、区との連携の下、効果的・効率的な監視を行い、違反食品等の流通の防止を図る</p>

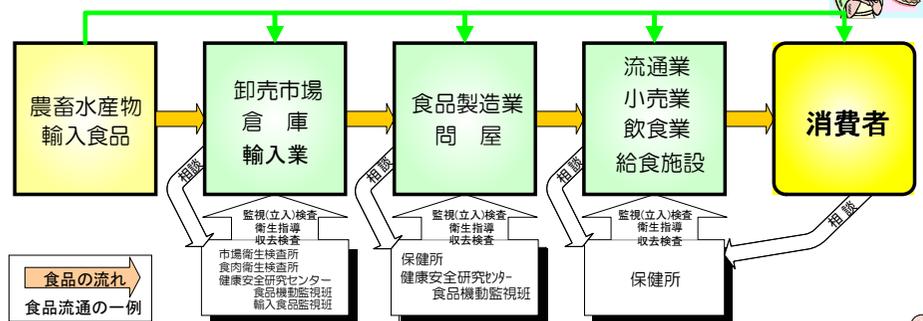
<p>自主回収報告制度</p>	<p>事業者の自主的な取組みにより違反食品等を市場から排除し、健康への影響を未然に防止する</p>	<p>事業者が自ら取り扱う食品等について、食品衛生法違反や健康への悪影響のおそれに基づき自主回収を決定した場合に都への報告を義務付け</p> <p>報告を受けた都では、回収の事実を広く都民に公表し、事業者による回収を促進することにより、健康への悪影響を未然に防止する</p>	<p>制度の概要について事業者及び都民に周知を図り、都区と一体となって制度を効果的に運用することにより、自主回収を促進</p>
<p>輸入食品対策</p>	<p>国内に流通する食品のうち、カロリーベースで6割を超える輸入食品の安全確保を図る</p>	<p>特別区内も含め、都内全域の輸入業を対象に専門的な監視を実施</p> <p>輸入食品について、残留農薬、添加物、遺伝子組み換え食品にかかる検査及び監視指導等を実施</p>	<p>区との連携の下、海外での農薬、添加物の使用実態やその規制に関する状況に応じて、効果的な監視指導を行い、輸入違反食品等の流通の防止を図る</p>
<p>健康食品対策</p>	<p>法的な定義づけがないいわゆる「健康食品」について関係部署が連携しながら安全対策を推進</p>	<p>流通している健康食品を実施に購入し、成分等の検査を実施</p> <p>調査の結果について広く公表し、都民への情報提供を実施。また、試買調査に限らず、医薬品成分などの含有が疑われるなど健康被害が懸念される場合などには必要に応じて調査し、販売禁止等の行政処分を行うとともに、都民へ広く公表し、注意喚起を行う。</p>	<p>法による規制、違反状況などに基づき、関係部署が連携を図りながら適切に調査を実施。</p> <p>調査の結果を広く都民に公表し、健康食品による健康への悪影響の未然防止を図る。</p>

## 施策の柱2：生産から消費までの一貫した未然防止・拡大防止の推進

### 指導、監視体制の整備

施策の事項	目的	概要	方向性
都内全域の監視体制の整備	特別区内を含め都内に流通する食品等を広域的、機動的に監視できる体制を整備	特別区と協力しながら、都内の大規模製造業、輸入業、倉庫業など、広域に流通する食品を扱う施設（事業者）を対象とした監視指導を実施するため、健康安全研究センターに食品衛生機動監視班を設置 特別区内での監視指導について、都区協議に基づく「広域監視実施要綱」や「事務処理基準」を定め、都区での協力体制を整備	食品等が都内に広く出荷される以前の段階での安全確認が効果的に実施できるよう体制の整備を図る

## 東京都及び特別区の食品監視体制



**市場衛生検査所業務内容**

市場内(食品の流通拠点)の監視指導生鮮食品(農産物、魚介類加工品等)検査

**食肉衛生検査所業務内容**

牛、豚、馬、めん羊、山羊のとちく検査  
【生体検査、解体前検査解体後検査(内臓、枝肉、BSE検査)】  
市場内での食肉取扱等の監視指導

**健康安全研究センター業務内容**

大規模食品製造施設の監視指導  
HACCP承認工場の監視指導  
広域流通食品の監視  
試験検査用食品の収去・検査  
先行調査の実施  
事業者を対象とした普及啓発  
食品・医薬品試験手法の研究

**保健所業務内容**

食品関係施設の許認可業務  
食品関連営業者に対する監視指導(立入調査)  
営業施設の検査(調理施設の細菌検査)  
食中毒事件の調査  
事業者教育  
食品衛生に関する相談受付  
講習会講師の派遣

## 食品衛生監視指導体制



：23区には、それぞれの区に保健所があります。  
また、島しょ地域にも、4出張所、2支所があり、食品衛生業務を行っています。

0 10km

施策の柱2：生産から消費までの一貫した未然防止・拡大防止の推進

食品表示の適正化の推進

施策の事項	目的	概要	方向性
法令・条例に基づく適正表示の指導	法令等に基づく適正な食品表示を推進し、食品の安全と信頼性を確保	<p>食品衛生法：法定表示基準の確認、試験検査（表示事項の検証）の実施（福祉保健局）（区部は特別区が実施）</p> <p>JAS法：JAS法監視、DNA鑑定等（福祉保健局）（都） ⇒食品衛生法の監視とあわせて、JAS法監視を保健所等で実施</p> <p>健康増進法：栄養表示基準の徹底、虚偽誇大表示の禁止（福祉保健局）（区部は特別区が実施）</p> <p>特別用途食品：特別用途食品表示許可制度の適正な運用（福祉保健局）（区部は特別区が実施）</p> <p>景品表示法：優良誤認等の不当表示の禁止（生活文化局）（都）</p> <p>消費生活条例に基づく品質表示：消費者の選択の目安として品目指定（現在4品目）（食品については福祉保健局）</p>	<p>特別区を含め関係部署が連携しながら、効果的な指導・監視体制を整備し、食品の適正表示を推進</p> <p>また、表示に係る違反の多い、いわゆる健康食品について、関係部署が連携を図りながら試買調査を行い、調査結果を広く都民に公表する。</p>
わかりやすい表示の普及	都民が理解しやすい表示方法を普及	<p>遺伝子組み換え食品及びクローン牛について、ガイドラインに基づくバイオテクノロジー応用食品の表示の普及を図る</p>	<p>マーク表示の普及に努め、都民にとって分かりやすい表示の普及を図る</p>
消費生活調査員による調査	都民から募集した消費生活調査員により食品表示の実態調査を実施	<p>消費生活調査員500名のうち、200名が、都内のスーパー等で販売されている食品表示の実態調査を実施。調査の結果、問題があるものについては都が事業者を指導し、適正表示を推進。</p>	<p>法改正や違反発生状況等に基づき、必要とされる調査項目を選定。都民との協働による適正な食品表示を推進する。</p>

施策の柱2：生産から消費までの一貫した未然防止・拡大防止の推進

緊急時の体制整備

施策の事項	目的	概要	方向性
食品安全対策推進調整会議緊急連絡会議の設置	緊急時における庁内の各局連携体制を整え、迅速・的確な対応を図る	庁内の各局連携組織である「食品安全対策推進調整会議」において、緊急時に議長が「緊急連絡会議」を招集できることとし、この連絡会議において対策を検討する。	今後、発生し得る事故等を想定し、対応マニュアルの整備とあわせ、緊急連絡会議の役割を明確なものとしていく。
大規模食中毒等の対応マニュアル整備	大規模食中毒等の緊急時において迅速・的確な対応を図る	大規模食中毒等の発生時において、関係機関の連絡・連携体制についてあらかじめマニュアルを作成し、迅速・的確な対応を図る。	法改正や組織改正にともない、マニュアルの内容を適宜見直し、有効に機能するものとしていく。
卸売市場内における危機管理対応	卸売市場を通過する食品の安全を脅かす危機の発生の未然防止を図るとともに、被害を最小限にとどめる	卸売市場における食の危機に際して迅速かつ的確に対応するための行動指針である「危機管理マニュアル」をブラッシュアップするとともに、あらゆる事態に対応できるように体制を強化する。	安全・品質管理者の範囲を拡大するなど、体制を強化する。